

LINE相談応答システム接続・リース業務に係る公募型プロポーザル方式募集要項

1 趣旨

尼崎市内に在住等する子どもの権利救済を図るため、SNSアプリ「LINE」を活用した相談応答システムを導入し、子どもの権利侵害等に係る相談・申立て（以下「相談等」という）を受け付けることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

LINE相談応答システム接続・リース業務

(2) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 業務の内容

別紙1「LINE相談応答システム接続・リース業務仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づくシステムを本市に提供するものとする。

(4) 提案上限額

1, 584千円（消費税及び地方消費税を含む。）システムの利用料（年額）

なお、本業務実施については、本市議会において令和6年度予算成立が前提となるため、予算不成立の場合は契約を行わない。これに伴い、プロポーザル参加者に損害が生じた場合でも、本市ではその損害の負担を負うことができないため、予め理解した上で参加すること。

また、本市が令和7年度から令和10年度までの業務遂行に特段の支障がないと判断し、かつ、本業務の令和7年度から令和10年度の関係予算が本市議会において承認された場合に限り、令和11年3月31日までの間、継続して契約を締結するものとする。

契約の締結は単年度とし、各年度の契約金額は、予算の範囲内で別途協議する。

3 応募者資格

(1) システムの接続及び運用期間中の開発・保守・問合せ等に迅速な対応が可能である体制がある者

(2) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の指示に柔軟に対応できる者

(3) 国税、地方税を完納している者

(4) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の

候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

- ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
- ⑥ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募者資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

5 プロポーザルの全体日程

項目	日程
募集要項の公表（配付） 質問の受付開始	【令和 6 年 1 月 22 日（月）から】
質問の受付期限	【令和 6 年 2 月 7 日（水）・午後 5 時まで】 ・電子メールの件名に「【質問】システムプロポーザル（法人名）」と入力の上、所定の質問票に記入の上、送付すること。
質問の回答	【令和 6 年 2 月 13 日（火）まで】 ・随時ホームページ上で回答する。
企画提案書等応募書類の 提出期限	【令和 6 年 2 月 22 日（木）・午後 5 時まで】 ・持参または郵送すること（郵送の場合も期限必着）。 ・持参の場合は電話にて必ず事前予約すること。郵送の場合は到着確認を行うこと。
プレゼンテーション審査	【令和 6 年 3 月 12 日（火）】 ・オンライン（zoom）によるプレゼンテーションを実施する。
選定結果通知	【プレゼンテーション審査から 2 週間以内】 ・すべての応募事業者へ選定結果を通知する。
業務引継等実施準備 契約事務等	【令和 6 年 3 月中旬～下旬】

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期限

令和 6 年 2 月 7 日（水）午後 5 時まで

- (2) 質問方法

本要項「1.1 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に、件名は「【質問】システムプロポーザル（法人名）」と入力の上、質問票（様式 5 号）を提出すること（来

庁、電話等による受付不可)。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者名等を伏せて本市の公式ホームページ（募集要項を掲載している画面と同一画面上）にて随時公表する。

※ 原則、令和6年2月13日（火）までに回答。

(4) 留意事項

ア 選定基準等に関する質問は受付不可。

イ 質問事項の記入の際は、本業務の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること。

7 企画提案書等応募書類の提出

令和6年2月22日（木）午後5時までに、企画提案書等応募書類（下記のとおり）をあまがさき・ひと咲きプラザ内アマブラリ3階こどもの人権擁護担当へ持参または郵送すること（期限必着）。

なお、持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約することとし、郵送の場合は到着確認を行うこと。また、提出書類の受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

(1) 企画提案申込書（**様式1号**）

(2) 企画提案書（任意様式）

仕様書に基づき、別添「審査項目及び評価基準」を踏まえた上で、本業務を実施するにあたってのアピールポイント等を明記すること。

ア A4版、両面印刷

イ 表紙を含め、30ページ以内（両面15枚以内）

ウ 必ず過去の業務実績についても触れること（その際は本市と同程度以上の規模の市での実績を優先して記載すること）。

(3) 審査項目及び評価基準について（**様式2号**）

(4) 会社概要（任意様式）

御社（本社・支社）の経歴、事業概要について簡潔に記載すること（パンフレット等の会社概要で代用することも可）。

(5) 業務の実施体制（**様式3号**）

本業務に係る担当予定者（氏名、業務実績等及び業務の分担内容）、御社と本市の役割分担及び責任範囲について記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可）。

(6) 業務実績（**様式4号**）

業務責任者及び主たる担当技術者が、当業務内容に関連する業務について、過去5年間（平成30年度から令和4年度までの間）に履行した実績（業務名、発注者名、履行期間、業務内容）を記載すること（1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可）。

(7) 見積金額等（任意様式）

ア 令和6年度に必要な見積金額（消費税及び地方消費税を除く）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む）を記載すること。

イ 「2 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

- ウ 当業務に係る事業費の積算内訳を記載すること。
- (8) 次年度以降の運用保守業務の見積金額等（任意様式）
 - ア 令和6年4月から令和10年3月までの5年で必要となるシステム利用料（運用及び保守等のランニング費用）の見積金額（消費税及び地方消費税を除く）、消費税相当額、総額（消費税相当額を含む）を年度毎に記載すること。
 - イ 積算内訳を記載すること。
- (9) 国税に係る法人税・消費税・地方消費税の納税証明書（税務署長発行の納税証明書「その3の3」）、本市内に事業所を有する場合は、市税の納税証明書（市税に未納の税額がないことの証明）。提出日の1ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。
- (10) 上記(1)～(9)の順にそれぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、6部（正本1部、副本5部）を提出すること。

8 選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行う。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し、公平かつ適正に審査し、選定する。

ア 実施場所及び日時

令和6年3月12日（火）に実施することとし、詳細は3月1日（金）までに電子メールにて通知する。

イ 実施内容

事業者からの企画提案内容の説明を実施後、質疑応答を行う予定としている。

ウ プレゼンテーション審査の方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。ただし、企画提案書の内容を要約した当日資料については提出を可とするが、令和6年3月8日（金）午後5時までに尼崎市こどもの人権擁護担当へ持参、郵送またはメールすること（期限必着）。

エ 説明者

原則、営業・事務担当者のみの説明は不可とする。企画提案書の実施体制に記載されている担当技術者も説明に参加すること。また、プレゼンテーション審査の際の出席人数は5人以内とする。

オ 質疑応答

プレゼンテーション審査における質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(2) 審査結果

ア 審査結果は、後日、電子メールにて通知する。

イ 審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

9 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、業務成果の品質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで上記3の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時まで上記4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

10 その他留意事項

(1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案書等提出書類に記載された内容は、契約後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(4) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(5) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。

(6) 選定された事業者の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案書等応募書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

(7) 企画提案書作成時において入手した市独自の情報等は適正に管理し、情報漏えい、不正使用がないこととする。

11 連絡先及び提出先

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号（アマブラリ3階）

尼崎市こども青少年局こども青少年部こどもの人権擁護担当（担当：豊原）

TEL 06-6409-4723 FAX 06-6409-4715

電子メール ama-kodomojinken@city.amagasaki.hyogo.jp